徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第７１０号　令和６年６月７日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
２７７	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	情報政策課 行政ＤＸ推進室
２７８	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スポーツ振興課
２７９	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
２８０	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
２８１	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
２８２	特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・里山振興課
２８３	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
２８４	道路の区域を変更する件	高規格道路課
２８５	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会
２８６	同	公安委員会
２８７	同	同
２８８	同	同
２８９	同	同

【病院局告示】

番　号	表　　題	担当課名
2	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【教育委員会規則】

番　号	表　　題	担当課名
6※	徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則	

【教育委員会訓令】

番　号	表　　題	担当課名
5※	徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程	

徳島県告示第二百七十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務一式

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部情報政策課行政ＤＸ推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三　契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四　契約の相手方の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五　契約金額

一億六千四百六十七万七千十二円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第二百七十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二　徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正純

一　申請の概要

1　申請者

名　称　富田製薬株式会社

住　所　鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者　代表取締役　富田純弘

2　工場又は事業場

名　称　富田製薬株式会社　本社工場

所在地　鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4　特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二　縦覧の期間及び場所

1　期間

令和六年六月七日から

令和六年六月二十八日まで

2　場所

徳島県生活環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人一洋会	徳島市城東町二丁目六番二九号	徳島さくらクリニック訪問看護	徳島市下町本丁五九番地一	訪問看護	令和六年六月一日
医療法人令和記念会	小松島市中田町字新開四五番地	デイサービスセンターさくら	小松島市中田町字新開四八番地	通所介護	同

徳島県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正純

指定介護予防サービス事業者	名称	医療法人一洋会	
	所在地	徳島市城東町二丁目六番二九号	
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名称	徳島さくらクリニック訪問看護	
	所在地	徳島市下町本丁五九番地一	
サービスの種類		介護予防訪問看護	
指定年月日		令和六年六月一日	

徳島県告示第二百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　1　特別保護地区の名称

中津峰鳥獣保護区特別保護地区

2　特別保護地区の区域

徳島市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3　特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4　指針案

㈠　特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

㈡　特別保護地区の指定目的

この区域は、スギやカシ類を中心とする大径木を有し、都市近郊における多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5　縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県東部農林水産局林業振興担当及び徳島市役所

二　1　特別保護地区の名称

大神子鳥獣保護区特別保護地区

2　特別保護地区の区域

徳島市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3　特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4　指針案

㈠　特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

㈡　特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、都市近郊において多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5　縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県東部農林水産局

林業振興担当及び徳島市役所

三　1　特別保護地区の名称

大滝山鳥獣保護区特別保護地区

2　特別保護地区の区域

美馬市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3　特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4　指針案

㈠　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

㈡　特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5　縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び美馬市役所

四　1　特別保護地区の名称

箸蔵鳥獣保護区特別保護地区

2　特別保護地区の区域

三好市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3　特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4　指針案

㈠　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

㈡　特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5　縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び三好市役所

五　1　特別保護地区の名称

竜ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区

2　特別保護地区の区域

三好市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3　特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4　指針案

㈠　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

(二)　特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び広葉樹林を有し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5　縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び三好市役所

徳島県告示第二百八十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正純

一　調査を行った者の名称

海陽町

二　調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

三　成果の名称

海部郡海陽町宍喰浦（宍喰七地区）の地籍図及び地籍簿

四　調査を行った地域

海部郡海陽町宍喰浦字古目、金目及び竹ヶ島（宍喰七地区）

五　認証年月日

令和六年五月三十日

徳島県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正純

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
４　４	三加茂東祖谷山	三好郡東みよし町西庄字重高八番五地先から	旧	三・九～一二・九	二七〇・〇
		同　二七番二地先まで			
		同	新	六・四～一四・五	二七〇・〇

徳島県告示第二百八十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　購入物品等の名称及び数量

電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス　九十四組

2　購入物品等の特質等

入札説明書による。

3　納入期限

令和六年十二月二十七日（金曜日）

4　納入場所

入札説明書による。

二　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6　入札説明書の交付を受けた者であること。

三　入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1　入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の㈠の受領期限までに2の㈡の提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないこと

がある。

2　申請書等の受領期限及び提出場所

㈠　受領期限

令和六年七月八日（月曜日）午後五時

㈡　提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話番号　〇八八―六二一―二〇六七）

四　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等

1　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育ＤＸ推進課ＧＩＧＡ・学び創造担当

電話番号　〇八八―六二一―三一九〇

ファクシミリ番号　〇八八―六二一―三二九九

電子メールアドレス　kyoui kudxsui shi nka@pr ef . t okushi ma. l g. j p

2　入札説明書の交付期間

令和六年六月七日（金曜日）から同年七月一日（月曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる休日を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3　入札説明書の交付方法

無料で配付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を明記した電子メールを2の交付期間内に1の電子メールアドレスへ送付すること。

五　入札についての問合せ方法等

入札説明書による。

六　入札に参加する者に求められる事項等

1　入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の㈠の受領期限までに2の㈡の提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

㈠　受領期限

令和六年七月八日（月曜日）午後五時

㈡　提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育ＤＸ推進課ＧＩＧＡ・学び創造担当

㈢　提出方法

持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス応札仕様書等在中」と朱書し、書留郵便にて、㈠の受領期限までに必着のこと。）

七　入札手続等

1　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

㈠　日時

令和六年七月十七日（水曜日）午前十一時

㈡　場所

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階　プレゼンテーション室

㈢　入札書の提出方法

持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書し、書留郵便にて、2の㈠の受領期間内に必着のこと。）

2　郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先

㈠　受領期間

令和六年七月九日（火曜日）から同月十六日（火曜日）午後五時まで

㈡　宛先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育ＤＸ推進課

3　入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札保証金及び契約保証金

免除

5　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

㈠　二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

㈡　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は入札書を郵送提出する場合であって封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

㈢　記名のない入札

㈣　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五)　同一事項に対してした二通以上の入札
(六)　他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
(七)　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
(八)　入札書を郵送提出する場合の条件に違反した入札
(九)　その他入札に関する条件に違反した入札

6　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7　契約書の作成の要否

要

8　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育ＤＸ推進課
徳島市万代町一丁目一番地

9　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八　その他

詳細は、入札説明書による。

九　Summary

1　Nature and Quantity

Projector with electronic whiteboard function and Interface box 94 sets.

2　Period for the Submission of Bids

Hand delivered submissions: July 17th, 2024 by 11:00.
Submissions by mail: Must be delivered between July 9th, 2024 and July 16th, 2024 by 17:00.

3　For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division, Tokushima Prefectural Board of Education
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan
E-mail address: kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県告示第二百八十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県警察ヘリコプター検査整備　一式

2　調達をする特定役務の特質等

徳島県警察ヘリコプター検査整備仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。

3　業務委託期間

契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

4　納入場所

契約の相手方の整備工場

二　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4　本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

5　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

6　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

三　入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1　入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の㈠に掲げる受領期限までに2の㈡に掲げる提出場

所へ持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2　申請書等の受領期限及び提出場所

㈠　受領期限

令和六年七月十八日（木曜日）午後五時

㈡　提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話〇八八―六二一―二〇六六）

四　契約条項を示す場所等

1　契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課管財係（電話〇八八―六二二―三一〇一）

2　入札説明書等の交付の期間及び方法

㈠　期間

令和六年六月七日（金曜日）から同年七月十八日（木曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

㈡　方法

郵送により交付する（1に掲げる問合せ先に事前に連絡すること。）。

五　入札に参加する者に求められる事項等

1　入札に参加する者に求められる事項

本件入札に参加しようとする者は、納入しようとする業務等の仕様が仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の㈠に掲げる受領期限までに2の㈡に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

㈠　受領期限

令和六年七月十八日（木曜日）午後五時

㈡　提出場所

郵便番号七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課管財係

㈢　提出方法

郵送に限る（書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）。

六　入札手続等

1　開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一)　開札の日時
　令和六年七月二十六日（金曜日）午後一時三十分
(二)　開札の場所
　徳島市万代町二丁目五番地一
　徳島県警察本部一階入札室
(三)　入札書の提出方法
　郵送に限る（書留郵便とし、(1)に掲げる受領期限までに必着のこと。なお、封筒の表面に「徳島県警察ヘリコプター検査整備入札書在中」と朱書すること。）。
(1)　受領期限
　令和六年七月二十五日（木曜日）午後五時
(2)　宛先
　郵便番号七七〇―八五一〇
　徳島市万代町二丁目五番地一
　徳島県警察本部警務部会計課管財係

2　入札方法
　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札保証金及び契約保証金
　免除

4　入札の無効
　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一)　二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(二)　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は封筒の表面に「徳島県警察ヘリコプター検査整備入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
(三)　記名のない入札
(四)　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
(五)　同一事項に対してした二通以上の入札
(六)　指定された以外の方法により入札書を提出した入札
(七)　その他入札に関する条件に違反した入札

5　開札方法
　本件入札の開札は、本件入札事務に関係のない職員の立会いの下で行うものとする。

6　落札者の決定方法
　有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書等に示した業務を納入できると証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示

したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

七　契約手続に関する事項

1　契約書の作成の要否

要

2　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課

3　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八　その他

詳細は、入札説明書等による。

九　Summary

1　Nature and Quantity of the Service to be Rendered

Periodical Inspection and Airworthiness Inspection for Tokushima Prefectural Police Helicopter

2　Time Limit of Tender

5:00 p.m. on July 25, 2024

3　Submission Method of Bids

By Mail Only

4　Bureau in Charge

Finance Division, Police Administration Department,
Tokushima Prefectural Police Headquarters
Address: 2-5-1, Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510, Japan
Phone: 088-622-3101

徳島県告示第二百八十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　借入物品等の件名及び数量

指紋情報管理システム　一式（賃貸借）

2　借入物品等の特質等

仕様書による。

3　借入期間

令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

4　納入場所

入札説明書による。

二　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を県の指定する様式により、六の2の㈠に掲げる受領期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

4　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

5　本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

6　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三　入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1　入札参加資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の㈠に掲げる提出期限までに2の㈡に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期

限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2　申請書等の提出期限及び提出場所

(一)　提出期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四　契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所及び交付期間

1　契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

2　入札説明書等の交付期間

令和六年六月七日（金曜日）から同年七月十七日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五　問合せ先等

1　問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

ファクシミリ　〇八八―六二五―二四八四

2　問合せの方法及び受付期間

令和六年七月十一日（木曜日）午後五時までに、入札説明書に添付する様式により行うこと。

六　入札に参加する者に求められる事項等

1　本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、仕様書に示した特質等に適合する物品等を納入できる者であることの確認を受けなければならない。また、提出した応札仕様書に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一)　受領期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

(三)　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七　入札手続等

1　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一)　日時

令和六年七月三十一日（水曜日）午後一時三十分

(二)　場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三)　入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2　郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一)　受領期限

令和六年七月三十日（火曜日）午後五時

(二)　宛先

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

3　入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　入札保証金及び契約保証金

免除

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一)　二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二)　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって、封筒の表面に「指紋情報管理システム　一式（賃貸借）入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三)　記名のない入札

(四)　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(六)(七)(五)　同一事項に対してした二通以上の入札
　　他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
　　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
　　その他入札に関する条件に違反した入札

7　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書等に示した物品等を納入することができると認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

9　契約書の作成の要否

要

10　その他

詳細は、入札説明書による。

八　Summary

1　Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

The Fingerprint Information Management system1 set

2　Term of Lease

From April 1, 2025 to March 31, 2031

3　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

11:00 a.m. on July 18, 2024

4　Time Limit of Tender

1:30 p.m. on July 31, 2024

5　Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

徳島県告示第二百八十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　借入物品等の件名及び数量

ＧＳＲ対応高分解能走査電子顕微鏡システム　一式（賃貸借）

2　借入物品等の特質等

仕様書による。

3　借入期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで

4　納入場所

入札説明書による。

二　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を県の指定する様式により、六の2の㈠に掲げる受領期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

4　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

5　本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

6　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三　入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1　入札参加資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の㈠に掲げる提出期限までに2の㈡に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期

限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2　申請書等の提出期限及び提出場所

(一)　提出期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四　契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所及び交付期間

1　契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

2　入札説明書等の交付期間

令和六年六月七日（金曜日）から同年七月十七日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五　問合せ先等

1　問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

ファクシミリ　〇八八―六二五―二四八四

2　問合せの方法及び受付期間

令和六年七月十一日（木曜日）午後五時までに、入札説明書に添付する様式により行うこと。

六　入札に参加する者に求められる事項等

1　本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、仕様書に示した特質等に適合する物品等を納入できる者であることの確認を受けなければならない。また、提出した応札仕様書に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一)　受領期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

(三)　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七　入札手続等

1　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一)　日時

令和六年七月三十一日（水曜日）午後二時

(二)　場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三)　入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2　郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一)　受領期限

令和六年七月三十日（火曜日）午後五時

(二)　宛先

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

3　入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　入札保証金及び契約保証金

免除

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一)　二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二)　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって、封書の表面に「ＧＳＲ対応高分解能走査電子顕微鏡システム　一式（賃貸借）入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三)　記名のない入札

(四)　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五)　同一事項に対してした二通以上の入札
(六)　他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
(七)　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
(八)　その他入札に関する条件に違反した入札

7　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書等に示した物品等を納入することができると認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一

9　契約書の作成の要否

要

10　その他

(一)　詳細は、入札説明書による。
(二)　本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

八　Summary

1　Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
High-resolution SEM System Compatible with GSR (Gunshot Residue) 1 set

2　Term of Lease
From March 1, 2025 to February 28, 2030

3　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
11:00 a.m. on July 18, 2024

4　Time Limit of Tender
2:00 p.m. on July 31, 2024

5　Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510
Phone: 088-622-3101

徳島県告示第二百八十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月七日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　借入物品等の件名及び数量

自動音声・通話録音システム　一式（賃貸借）

2　借入物品等の特質等

仕様書による。

3　借入期間

令和六年十月一日から令和十三年九月三十日まで

4　納入場所

入札説明書による。

二　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を県の指定する様式により、六の2の㈠に掲げる受領期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

4　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

5　本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

6　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三　入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1　入札参加資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の㈠に掲げる提出期限までに2の㈡に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期

限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2　申請書等の提出期限及び提出場所

(一)　提出期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四　契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所及び交付期間

1　契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

2　入札説明書等の交付期間

令和六年六月七日（金曜日）から同年七月十七日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五　問合せ先等

1　問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話　〇八八―六二二―三一〇一

ファクシミリ　〇八八―六二五―二四八四

2　問合せの方法及び受付期間

令和六年七月十一日（木曜日）午後五時までに、入札説明書に添付する様式により行うこと。

六　入札に参加する者に求められる事項等

1　本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、仕様書に示した特質等に適合する物品等を納入できる者であることの確認を受けなければならない。また、提出した応札仕様書に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一)　受領期限

令和六年七月十八日（木曜日）午前十一時

(二)　提出場所

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

(三)　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七　入札手続等

1　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一)　日時

令和六年七月三十一日（水曜日）午後二時三十分

(二)　場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三)　入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2　郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一)　受領期限

令和六年七月三十日（火曜日）午後五時

(二)　宛先

郵便番号　七七〇―八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

3　入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　入札保証金及び契約保証金

免除

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一)　二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二)　指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって、封書の表面に「自動音声・通話録音システム　一式（賃貸借）入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三)　記名のない入札

(四)　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(六)(七)(五)　同一事項に対してした二通以上の入札
　　他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
　　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
　　その他入札に関する条件に違反した入札

7　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書等に示した物品等を納入することができると認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

9　契約書の作成の要否

要

10　その他

詳細は、入札説明書による。

八　Summary

1　Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Automatic Telephone Voice Guidance and Recording System 1 set

2　Term of Lease

From October 1, 2024 to September 30, 2031

3　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

11:00 a.m. on July 18, 2024

4　Time Limit of Tender

2:30 p.m. on July 31, 2024

5　Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

徳島県病院局告示第二号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和六年六月七日

徳島県病院事業管理者　北　畑　　洋

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務　一式

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立中央病院事務局医事情報担当

徳島市蔵本町一丁目一〇番地三

三　契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四　契約の相手方の氏名及び住所

富士通Ｊａｐａｎ株式会社四国公共ビジネス部

徳島市かちどき橋二丁目二九番地一

五　契約金額

八千二百七十万六千八百円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県教育委員会規則第六号

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則を次のように定める。

令和六年六月七日

徳島県教育委員会教育長　中　川　斉　史

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則

この規則の施行の際現に公布されている徳島県教育委員会規則において読点として表記する「、」は、「，」とみなす。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

2　この規則の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

徳島県教育委員会訓令第五号

庁中一般
各教育機関

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

令和六年六月七日

徳島県教育委員会教育長　中川斉史

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「、」は、「，」とみなす。

附　則

1　この訓令は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

2　この訓令の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。